

市民活動やボランティア活動の知識とヒントが満載！

市民活動かんたん事典



江 別 市

市民活動かんたん事典

■ はじめに

市民活動やボランティア活動は、阪神・淡路大震災以降、行政の手が届かないサービスに対して、臨機応変で状況に即した対応が可能な活動として注目をあびるようになりました。

こうした活動は、市民活動やボランティア活動に対する人々の認識、評価や関心を高め、さらに平成10年12月1日に「特定非営利活動法人促進法」（いわゆる「NPO法」）が施行されたことにより、一層拍車がかかりました。

しかし、市民活動やボランティア活動を行うにあたり参考とすべき留意点などについては、これまでいろいろな刊行物等で情報提供されてきましたが、近年では情報過多の傾向にあります。

江別市では、「江別市民活動センター・あい」を設置・運営している「NPO法人えべつ協働ねっとわーく」と協力して、2008年（平成20年）3月に市民活動やボランティア活動について簡潔にまとめた『市民活動かんたん事典』を発行しました。その間、NPO法の改正が行われるなど、市民活動を取り巻く環境に変化が生じたため、同法人と協働で改訂版を作成し、発行しております。

この『市民活動かんたん事典』が、市民活動を行っている方のみならず、これから始めようとする方など、多くの方のお役に立てば幸いです。

～ 目 次 ～

1	市民活動の基礎知識	(ページ)
(1)	市民活動とは？	2
(2)	市民活動の分野	2
(3)	NPOとは？	4
(4)	ボランティアとは？	4
(5)	NPO法人の認証を受けるには？	5
(6)	NPO法人の認証を受けることによるメリット	6
(7)	NPOとNGOのちがい	6
(8)	非営利とは？	7
2	助成金情報（助成団体一覧）	8
3	相談窓口情報	9
	江別市民活動センター・あいのご案内	10



1 市民活動の基礎知識

(1) 市民活動とは？

一般的に市民活動とは、防災、福祉、環境、まちづくり、国際交流など、市民が主体となって行う社会に貢献する活動をいい、次の①～⑤のいずれも該当する活動をいいます。

- ① 自主性・自立性に基づく活動（自立性）
- ② 市民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動（公益性）
- ③ 営利を目的としない活動（非営利）
- ④ 継続的な活動を行っている
- ⑤ 市民に対し常に活動内容が開かれた活動

ただし、政治活動や宗教活動は除きます。

また、上記に合致した活動を行っている団体を市民活動団体と称します。

(2) 市民活動団体の分野

「特定非営利活動促進法」第2条では、次の20分野に整理しています。

分野	活動例
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	高齢者（老人ホームなど）・障がい者施設（作業所など）・病院での手伝い、拡大写本、点訳、翻訳、手話、送迎、デイサービス、配食サービス、自助グループ、養護学校での学習指導 など
② 社会教育の推進を図る活動	生涯学習、おもちゃの修理、学習活動、ガイドボランティア、健康づくり、フリースクール など
③ まちづくりの推進を図る活動	まち歩き・まち発見、花植え、地域通貨、コミュニティスペースの運営、公園の管理、美化 など
④ 観光の振興を図る活動	地域の特産品を販売、文化・歴史遺産などを活用したまちづくり など
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	地産地消を目的とした農作物の直売支援、グリーンツーリズム など
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	スポーツ、レクリエーション、野外活動指導、楽器演奏、合唱団、演劇、伝統の継承、文化交流、イベント など

分野	活動例
⑦ 環境の保全を図る活動	川・海をきれいにする（親しむ）、植物観察、生物観察、リサイクル、リユース、清掃、環境教育、里山保全、環境汚染を考える など
⑧ 災害救援活動	災害救援、災害予防 など
⑨ 地域安全活動	交通安全、犯罪防止 など
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	児童虐待・家庭内暴力からの保護、人権啓発、戦争反対、被害者の支援、原爆の禁止、平和憲法を守る、自立支援 など
⑪ 国際協力の活動	国際交流、異文化交流、難民救助、日本語指導、食糧援助、通訳、翻訳、海外植林 など
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	性差別への反対、女性の地位向上、セクシャルハラスメントの防止、男性のための子育て・介護支援、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）の防止 など
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	遊びの伝承、非行防止、保育スペース、ボーイスカウト、ガールスカウト、子育て支援、子ども会、リーダーの育成、母親クラブ など
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	インターネット等の新しい情報通信技術手段の活用、パソコンボランティア など
⑮ 科学技術の振興を図る活動	科学技術の普及、科学遊びの普及 など
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	商店街の活性化、コミュニティビジネス、起業活動の環境整備 など
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	路上生活者や障がい者の職業訓練・就労支援 など
⑱ 消費者の保護を図る活動	商品表示に対する情報提供、クーリング・オフ など
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	ボランティア活動や市民活動への助成や情報提供サービス、相談、コンサルタント、社会貢献 など
⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	

ー ロ メ モ 【江別の市民活動団体の情報】

江別市内で活動する市民活動団体やNPO法人、ボランティア団体の情報については、「江別市民活動センター・あい」のホームページの「コラボのたね」(<https://center-i.jp/collabo-tane/>)をご覧ください。登録のある約60団体の概要が掲載されています。

※「江別市民活動センター・あい」のホームページアドレス <https://center-i.jp>

(3) NPOとは？

NPOは、「Non-Profit-Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

Non 非

Profit 利益、収益、利潤

Organization . . . 組織体（団体、組合、協会など）

日本におけるNPOに関する法律は、「特定非営利活動促進法（NPO法：平成10年12月1日施行）」です。NPOの活動を促進することを目的に法人格を取得する手続などを定めた法律です。なお、NPO法人の活動分野を追加したほか、暴力団を排除するなどの改正が平成15年にされています。また、NPO法人の会計基準の変更や、認定NPO法人の認定基準緩和などの改正が平成24年にされています。

一口メモ【認定NPO法人とは？】

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度は、NPO法人への寄附を促進させ、その活動を支援するために、寄付税制を受けられるなどの優遇措置として設けられた制度です。認定NPO法人になるためには、パブリック・サポート・テストを含む8つの条件を満たす必要があります。詳しくは内閣府の制度の概要をご覧ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido>

(4) ボランティアとは？

“ボランティア”というと「無償」のイメージが強いかもしれませんが、「自発性」というのが本来の意味です。多くのNPOはスタッフとともに様々なボランティアの参加によって支えられていますが、大切なのはその自発性だと言えます。

“自らの問題意識に基づき社会的な課題に取り組む”というボランティア精神を基盤に成り立っているNPOでは、従来型の組織のように上司の指示で動くのではなく、自分が必要だと思ったことを提案し、合意を形成しながら行動するこ

とが尊重されます。そして、それがNPOの活力の源泉になっています。

NPOには「言いだしっぺの法則」とか、「この指とまれ方式」という言葉があります。参加する人が主役であり、有給・無給に関係なく課題に向かって個々が自発的に活動する。それがNPOでの新しい活動の仕方、働き方なのです。

一口メモ【NPOとボランティアの違い】

一般的に「NPOとボランティアの違い」と言う場合、ボランティアは、活動する人やその活動自体をさすのに対し、NPOはその人が集まって作られた"組織・団体"をさすことが多いようです。

(5) NPO法人の認証を受けるには？

江別市内に主たる事務所を有するNPOが法人格を得るための認証を受けるには、設立認証申請書に必要書類を添付して原則として北海道に申請します。約2ヶ月間縦覧の後、認証（又は不認証）の通知が届きます。認証の通知が届いたら、法務局で登記することが必要です。

認証に関する具体的なお問い合わせは、

北海道環境生活部道民生活課協働推進グループ

（電話：011-204-5095）まで、お問い合わせください。

なお、「江別市民活動センター・あい（電話：011-374-1460）」においても簡単なご相談に応じています。

また、道立市民活動促進センター（電話：011-261-4440）においても相談を受け付けていますので、あわせてご利用ください。



(6) NPO法人の認証を受けることによるメリット

一概に「良い悪い」、あるいは「損得」は言えませんが、

- ・ 法人格を取得すると、団体として資産を所有できる。契約の主体になれる。
- ・ 法的に権利や義務がはっきりすることから、社会的信用にも結びつきやすい。
- ・ 非営利で社会貢献活動をしている団体であるという認知を受けることから、周囲からの活動への理解も進みやすくなる利点がある。

以上のことが言われています。簡単に言えば、法人格を取得することで団体として契約することができるほか、社会的な信用が高まるといったメリットがあります。

一口メモ【NPOの規模と数】

団体の規模・活動範囲は多様です。国内で認証を得たNPOは5万を超え、認証を得ていない団体まで加えるとその数はたいへんな数です。

なお、江別市内で活動する市民活動団体は150を越えていますが、認証を得たNPO（特定非営利活動法人）は、令和2年6月末現在で29団体です。

(7) NPOとNGOのちがい

NGOは、「Non-Governmental-Organization」の略称です。

Governmental=政府の

Non-Governmental-Organization=政府以外の民間団体

NGOが「非政府」を強調し、どちらかという国境を越えた活動をする市民組織であるのに対し、NPOは「営利を目的としない」点を強調し、地域社会の問題や日本社会全体の問題、社会福祉、教育、街づくり、ゴミ問題など国内に目を向けて活動する非営利の市民活動団体を指します。

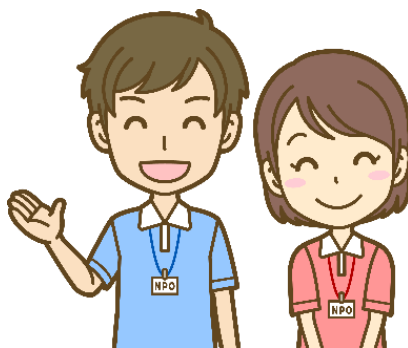


(8) 非営利とは？

NPOは非営利だから利益を出してはまずいと思われがちですが、NPO団体も事業などを通して利益を上げることができます。ただし、利益が出てもスタッフや会員など、関係者で利益を分配してはいけません。事業をとおして出た利益を、その団体の社会的な活動のために使うことはOKです。

NPOの活動はボランティアによって支えられていることが多いですが、利益の非分配＝スタッフの無給ではありません。NPOで働くスタッフに労働の対価として支払われるお給料は経費の一部とされ、利益の分配にはなりません。

NPOが取り組む課題には、ボランティア（＝無給スタッフ）だけでは解決できない問題も多く、そうした問題に継続的に取り組むにはこうした有給スタッフの確保も重要なのです。そして、そのためにも事業を成功させ利益を出していくことは、NPOの活動を発展させていくうえで大切なことだと考えています。



2 助成金情報（助成団体一覧）

※ 以下は令和5年度の一例です。その年によって募集の取り止めや時期が異なる場合がありますので、詳しくは各団体のホームページ等でお調べください。

江別市(協働のまちづくり活動支援事業) 募集時期：2月

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/3346.html>

認定NPO法人 北海道NPOファンド(「越智基金」・「市民活動支援基金」)

募集開始時期：9月

<https://www.hokkaido-npofund.jp/>

公益財団法人 北海道地域活動振興協会

<http://www.fureaizaidan.or.jp/>

EPO北海道 ※環境系の助成金情報が随時掲載

<https://epohok.jp/>

北海道ろうきんつなぐプロジェクト

<https://www.rokin-hokkaido.or.jp/site/company/contribute.html>

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 ※社会福祉に関わる助成金情報が随時掲載

<http://www.dosyakyo.or.jp/>

公益財団法人 はまなす財団(地域づくり活動発掘・支援事業) 募集開始時期：5月

<https://www.hamanasu.or.jp/effort/excavation.html>

助成金を検索できるサイト

① CANPAN(助成制度一覧)

<https://fields.canpan.info/grant/>

② ミラサポ(補助金・助成金情報)

<https://www.mirasapo.jp/subsidy/>

③ 公益財団法人 助成財団センター(助成金情報)

<https://jyosei-navi.jfc.or.jp>

3 相談窓口情報

いろいろなケースに応じた相談窓口がありますので、状況に応じてお選びください。
以下、一例を記載します。

● 江別市民活動センター・あい（設置・運営：NPO 法人 えべつ協働ねっとわーく）

所在地：〒069-0824 江別市東野幌本町6番地43 市民交流施設「ぶらっと」内

TEL:011-374-1460 FAX:011-374-1461 E-mail: info@center-i.jp

ホームページ <https://center-i.jp/>

江別市内の市民活動団体やボランティア団体の紹介、活動相談、NPO取得に関する相談、各団体の催し物の情報の受発信をしています。

※ ホームページに、江別市内の連携のある市民活動団体・ボランティア団体の団体概要が掲載されています。ご活用ください。

● 道立市民活動促進センター（運営：公益財団法人 北海道地域活動振興協会）

所在地：〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル（かでる2・7）8階

TEL:011-261-4440 FAX:011-251-6789

E-mail: center@do-shiminkatsudo.jp

ホームページ <https://www.do-shiminkatsudo.jp/>

NPOの取得はじめ組織運営等についての専門相談員が常駐。全道のNPO等の動向を熟知しています。

● NPO 法人 北海道 NPO サポートセンター

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-7 4市民活動プラザ星園201号室

Tel:011-200-0973 FAX:011-200-0974

E-mail: info@hnposc.net

ホームページ <http://npo.dosanko.org/>

古くから市民活動の支援を行っている団体で、実績と知識は全国屈指です。

NPOの取得はじめ組織運営、会計相談、経営相談など幅広い分野の相談に応じています。

江別市民活動センター・あいのご案内

「江別市民活動センター・あい」は、野幌駅南口すぐそばにある市民交流施設「ぷらっと」の中にあります。市民活動やボランティア活動を行っている方、自治会活動やサークル活動を行っている方、また、これから活動を始めようとする方など、広く市民の方々に情報や活動の場を提供しています。ぜひご活用ください。

施設の内容

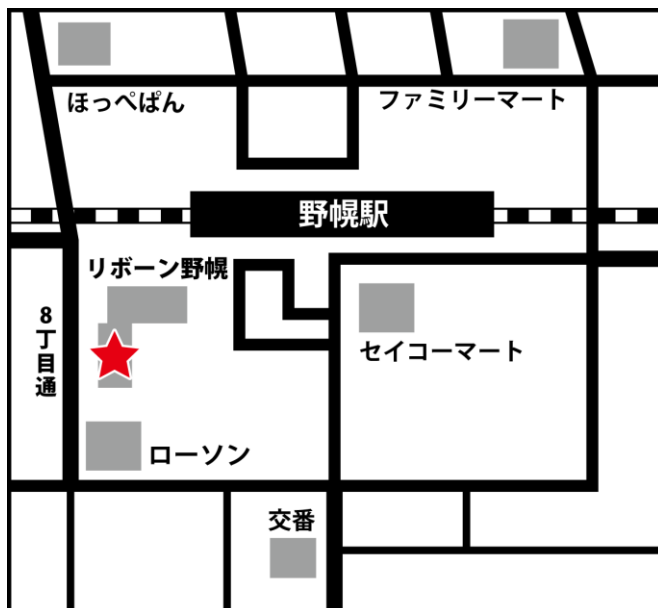
- ◆ 開館時間：平日 9:00～21:00／土日祝日 9:00～18:00（12/29～1/3 は休館日）
- ◆ お問合せ：TEL:011-374-1460／FAX:011-374-1461／E-mail:info@center-i.jp
- ◆ ホームページ： <https://center-i.jp/>
- ◆ 外観写真



- ◆ 館内写真



◆ アクセス



〒069-0824

江別市東野幌本町6-43

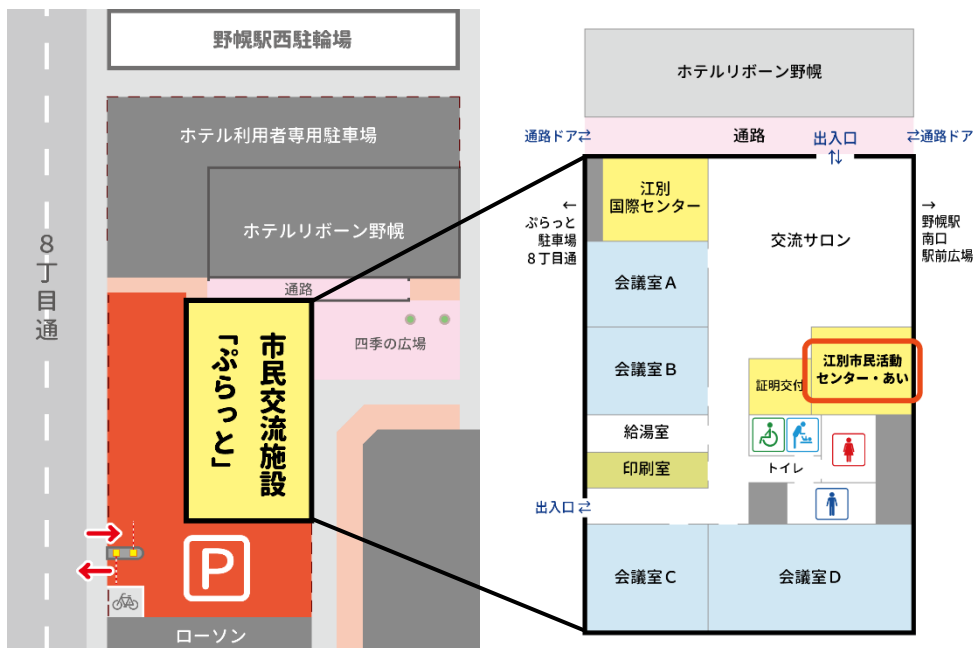
市民交流施設「ぶらっと」内

野幌駅南口より徒歩約1分

駐車場30台（ゲートあり）

※ご利用のお客様は必ず施設内で駐車券の認証を受けて下さい。

◆ 駐車場図・館内図



※ この「市民活動かんたん事典」の一部あるいは全部を無断で複写（転用・転載）することはご遠慮ください。

令和 5 年 11 月 30 日 改訂版発行

発行：江別市

編集：NPO法人えべつ協働ねっとわーく
（江別市民活動センター・あい）